

行動規範

第1章 健全な事業活動と永続的な発展

九星飲料工業は、安全・安心な飲料製品の提供を通じて社会へ貢献し、地域とともに健全かつ持続的な発展を目指します。

1. 企業の永続的な発展への貢献

役員および従業員は本規範の精神を理解し、率先して実践するとともに周知徹底を図ります。企業人・組織人として良識をもって企業倫理（コンプライアンス）を遵守し、公正で透明かつ自由な競争に基づく事業活動により企業価値の向上に努めます。

2. 働き方の改革と職場環境の充実

DX 推進と教育体系の強化を図り、従業員の能力向上を支援します。人格・多様性・個性を尊重し、「元気があれば何でもできる」という精神のもと、自由闊達で活気ある企業風土を構築します。また、従業員の健康と安全に配慮し、働きがいのある職場環境を整備します。

第2章 法令遵守

1. 法と規則の遵守

事業活動を行う国や地域におけるすべての法令・条例・規則を遵守し、誠実に業務を遂行します。また国際規範を尊重し、文化・慣習・宗教にも配慮します。

- ・管理職を中心に定期的なコンプライアンス研修を実施します。
- ・e ラーニング等により全社的にコンプライアンス理解を深めます。

2. 児童労働の禁止

最低就業年齢 15 歳または法令で使用が許される年齢のいずれか高い年齢に達していない児童を使用し、または使用を支援しません。法令で使用または雇用が許される年齢またはそれ以上で 18 歳に満たない者で、義務教育法の対象である場合は、就学を優先し、身体的および精神的な健康や、発達に有害または危険となる状況にさらしません。

3. 強制労働の禁止

採用や雇用の過程で、暴行・脅迫・監禁その他精神・身体および行動の自由を不当に拘束する手段により、従業員的意思に反する雇用や強制労働を行わず加担もしません。

- ① 従業員に対して供託金や身分証明書の預託を求めません。
- ② 勤務場所の施設内において、従業員の移動の自由に対して不合理な制約を課さず、カメラ設置は、防犯・情報管理・食品安全・労働安全管理等を目的とし、従業員の私的監視や不当な監視目的では使用しません。
- ③ 所定の勤務労働時間終了後は自由に退社でき、同意のない時間外労働を強要しません。
- ④ 退職は本人の自由意思に基づき行われます。

4. 人権尊重とよりよい労働環境

① 差別の禁止

基本的人権を尊重し、人種・国籍・性別・宗教・思想などの違いによる差別、人身売買、児童労働などの非人道的行為を一切行いません。

② 虐待およびハラスメントの禁止

体罰・精神的または肉体的強制・言葉による虐待などを認めず、また関与・加担しません。事業活動のすべての場面で、身振り・言語・身体の接触を含む、いかなるハラスメント行為も許しません。

③ 結社の自由・団体交渉の権利

結社の自由と団体交渉に関する、従業員の基本的権利を尊重します。

④ 働きやすい職場環境

心身ともに健康で、安全かつ安心していきいきと働くことができる職場環境を築くとともに、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進します。

⑤ チャレンジし、成長できる風土

「元気があれば何でもできる」という精神のもと、主体性を持って目標に挑戦し成長する風土を醸成します。

5. 安全衛生

法令に適合した安全で健康的な職場環境を提供し、事故・けが・疾病を予防するための有効な措置を講じていきます。

第3章 環境

日常業務での「ムリ・ムダ・ムラ」削減を徹底し、省資源・省エネルギーに取り組みます。

① 水資源の保全

あらゆる生命の源であり創業の原点とも言える水資源を守り、持続可能性を確保します。

② 環境負荷の低減

環境負荷の低減に努めます。

第4章 誠実性および透明性

1. 腐敗行為の禁止

すべての事業活動において、贈収賄行為、マネーロンダリング、記録・物証・証言の偽造・改ざん・隠蔽など不正行為を一切行いません。取引先や公務員を含む関係者との関係において汚職や贈収賄が発生することのないよう、役員会等を通じて基本姿勢を共有し、リスクの未然防止に努めます。

2. 利益相反

自己・親族または第三者の利益が会社の利益と相反するおそれがある場合は、速やかにその事実を開示し、利害の対立を回避するための適切な対応を講じます。

3. 反社会的勢力への対応

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力（暴力団等）からの不当要求には断固として応じません。経営トップの指示のもと、警察や専門機関と連携し、従業員は接触を受けた場合は速やかに報告します。また、反社会的勢力とは一切の関係を持ちません。

4. 公正な商取引

不当・不正な手段による利益追求を排除し、公正な競争に基づく取引を行います。ブランドオーナーやサプライヤーと信頼関係を構築し共存共栄を図ります。

第5章 知的財産の保護

1. 自社の知的財産を保護し、第三者による侵害を防止します。
2. 第三者の特許・実用新案・意匠・商標・著作権・営業秘密などの知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェアの無断使用、書籍・各種メディア情報の不正コピーなどの権利侵害を一切行いません。

第6章 地域社会・国際社会との関係

地域・社会の発展に積極的に貢献し、スポーツ・文化・教育・福祉・環境保全活動等を通じて企業市民としての責任を果たします。

第7章 規範違反への対応

重大な規範違反が発生した場合、社長を先頭に原因の究明と再発防止に取り組みます。必要に応じて速やかに情報公開し、関連する役員・従業員に対して厳正な処分を行います。

第8章 報告・相談

規範違反またはその疑いを発見した場合は、上長または相談窓口へ速やかに報告します。上長への報告が困難な場合は、社内外の相談窓口へ実名または匿名で通報できます。通報者・調査協力者への不利益取扱いは禁止します。

2026年4月1日

九星飲料工業株式会社

代表取締役社長 仲原 孝志